

輸出物品販売場許可申請書添付書類自己チェック表

自動販売機型用

申請者の納税地			
申請者の氏名又は名称			
販売場の所在地		担当者氏名	
販売場の名称		連絡先 (電話番号)	

添付書類の確認 (確認欄にチェックしてください。)		確認
1	許可を受けようとする販売場の付近見取図 (指定自動販売機 (注) を設置する場所を付記したもの) (注) 指定自動販売機とは、免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機として国税庁長官告示で定められたものをいいます。	<input type="checkbox"/>
2	販売場に指定自動販売機を設置することを証する書類 (例) 自動販売機設置契約書の写しなど	<input type="checkbox"/>
3	その他参考となるべき書類	/
	申請者の事業内容が確認できる資料 (会社案内やホームページ掲載情報など)	<input type="checkbox"/>
	許可を受けようとする販売場に設置する指定自動販売機の取扱商品が確認できる資料 (取扱商品リスト、商品カタログなど)	<input type="checkbox"/>

届出書の提出状況の確認 (確認欄にチェックしてください。)		確認
「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出		<input type="checkbox"/>

《自動販売機型輸出物品販売場の許可要件》

- ① 次のイ、ロの要件を満たす事業者 (課税事業者に限ります。) が経営する販売場であること。
 - イ 現に国税の滞納 (その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限りません。) がないこと。
 - ロ 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。
 - ② 現に免税購入対象者の利用する場所又は免税購入対象者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。
 - ③ 一の指定自動販売機のみを設置する販売場であること。
 - ④ 臨時販売場ではないこと (設置期間が7か月超であること。)
- ※ Visit Japan Web を利用した免税販売手続への対応は事業者の任意であることから許可要件とはされておらず、Visit Japan Web の利用に係る届出書等の提出も必要ありません。

《免税販売手続の電子化への対応》

- ・ 輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売手続の際、購入記録情報を遅滞なく国税庁長官に提供しなければなりません。「輸出物品販売場許可申請書 (自動販売機型用)」と併せて、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」も提出してください。